



# 講義ノートの周辺

## Part II 情報と社会

### 7. 知的所有権

森 隆一

$\alpha\beta\gamma\delta\epsilon(\epsilon)\zeta\eta\theta(\vartheta)\iota\kappa\lambda\mu\nu\xi\omicron\pi(\varpi)\rho(\varrho)\sigma\varsigma\tau\upsilon\phi(\varphi)\chi\psi\omega$

$\Gamma\Delta\Theta\Lambda\Xi\Pi\Sigma\Upsilon\Phi\Psi\Omega$

*ABCDEFGHIJKLMN<sup>o</sup>OPQRSTUVWXYZ*

*abcdefghijklmnopqrstuvwxyz*

*abcdefghijklmnopqrsubvwxz*

*ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ*



# 目次

第7章	知的所有権	183
7.1	著作権ふりかえり	183
7.1.1	海賊版	183
7.1.2	JASRAC	184
7.1.3	デジタル録音	184
7.1.4	Yahoo と Google	186
7.2	知的所有権とは	188
7.2.1	著作権・特許権	188
7.2.2	知的財産権	189
7.2.3	ブランド	190
7.2.4	IBM 産業スパイ事件	191
7.2.5	日米自動車摩擦	192
7.2.6	ソフトウェアの著作権	193
7.2.7	ソフトウェアの保護	194
7.2.8	規制される行為	195
7.3	著作権	197
7.3.1	保護期間	197

7.3.2	保護期間の変遷 . . . . .	198
7.3.3	著作者の有する諸権利 . . . . .	199
7.3.4	著作権の制限 . . . . .	201
7.3.5	第三十条 ~ 第三十九条 全文 . . . . .	203
7.4	諸事例 . . . . .	213

## 第7章 知的所有権

著作権問題は古くからある問題である。ただし、著作権の問題であるという意識はうすく、海賊版や暖簾分けにおける屋号の抗争として扱われていた。

「オリコン顧客満足度ランキング 英会話スクール」では、Pirate Edition の他にも、Bootleg や Copycat も海賊版と訳されている、と書かれている。

### 7.1 著作権ふりかえり

#### 7.1.1 海賊版

学生時代には幾つか海賊版を購入した。この頃まで、外国の専門書は個人では買える価格ではなかった。(切り詰めれば1か月分の食費) “本は1000部売れば出版できる” という基準から、専門書でも教科書的なものがかなり出版された。他に、安価な専門書としてはロシア語のものがあった。これらは、理系書専門の古書店に並んでいた。

その後、Asia Edition やペーパーバックが出版された。

### 7.1.2 JASRAC

日本音楽著作権協会 (JASRAC) という団体がある。JASRACのサイトでは、

“1939年、音楽クリエイターたちが集結し、JASRACを創設。以降、JASRACは音楽クリエイターの権利を守り、その挑戦を支えてきました。JASRACはこれからも音楽著作権の管理を通じて、ゆたかな創造あふれる未来を音楽クリエイターとともにめざしていきます。”

と紹介されている。キャバレーに JASRAC の調査が入った、あるいは、JASRAC の告発により警察の捜査が入ったというニュースを見た記憶がある。有線放送が成り立つ1つの要因であろう。

この JASRAC を意識して初めて見たのは、カセット・テープに書かれていたもの、と記憶している。実際には、レコードにも記されているはずである。

当時、車で流すカセット・テープの曲をラジオや手持ちのレコードから録音していた。容易に入手できないものの幾つかを、カセット・テープに録音されているものを購入した。

ウォークマンが販売されたのは1979年7月1日である。

### 7.1.3 デジタル録音

磁気テープにアナログ録音の間は、問題とはなっていたが、規制を主張するほどではなかった。

デジタル録音の販売時期を Wikipedia から抜き出してみた。

1972年: 日本コロムビアがデジタル録音を成功

1976年: ベータマックスを用いたデジタル音声の記録・再生機器であるPCM-1を開発

1977年: 上が商品化

1982年: ソニー、CBS・ソニー、フィリップス、ポリグラムの4社共同のCDシステム発表

同年、ソニーからは再生第1号機 CDP-101 およびCBS・ソニーからはCDソフト50タイトルが発売

1985年: MO ディスク

1987年: DAT 規格

1989年: DDS、小型コンピュータ用のバックアップ用として規格化されている

1989年: ソニーとヒューレット・パカードがDATテープを使用してデータ保存を行う規格を定義した。

1992年: DCC、デジタルコンパクトカセット

1992年: ミニディスク

1996年: DVD-Video メディア及びプレイヤーの商用化

1997年: CD-RW のドライブ、およびメディアの一般販売。

2003年: 地上波のデジタル放送

デジタルの場合、信号が歪んで記録されても復元可能である。簡単に言えば、デジタル信号は0か1しかとらない。0.5未満は0に、0.5以上は1に修正すれば、殆ど完全に元に戻るということである。

DATの発売にあたって、不正なコピーに対する対策が報じられていた。この時の結果は記憶していない。

新しいメディアや装置ができるたびにこの議論が繰り返されてきた。今のところ、地上波のデジタル放送が始まった頃が最後で、何らかのコピー・

プロテクトを組み込むことで落ち着いたと理解している。

本家と分家で店の名前を争うということを時々聞いた。商標をめぐる争いと思っている。この他、コピー商品や偽ブランドなどもあるし、テレビでも取り挙げられている。

本ノートを作成しだした、2000年頃に、資料を探するため、Yahoo で **著作権** を検索したときのヒット数は174件であった。定年の2015年の少し前では、約106,000,000件で、今年2014年は、約713,000,000件であった。

また。ウィキペディアが初めて公開されたのは2001年1月15日で、3月20日までにウィキペディア日本語版がドメイン名 nihongo.wikipedia.com として作成された

ノートは、次のサイト

日本知的財産協会 <http://www.jipa.or.jp>

著作権情報センター <http://www.cric.or.jp>

を参考に作成することにした。

#### 7.1.4 Yahoo と Google

2000年頃は Yahoo で検索していた。Wikipedia で Yahoo と Google の設立に関して調べてみた。

Yahoo と Google

1994年: Yahoo 設立

1996年: ヤフー株式会社設立

1998年: Google 設立

2000年: Yahoo!のサーチエンジンに採用

2001年: 日本法人のグーグル株式会社を設立

2006年: YouTube社を買収すると発表

#### Google Map

2005年: ベータ版としてサービス開始し、同年中に日本語版が提供

2007年: ストリートビューが公開

2008年: 日本でもストリートビューが公開

2010年: 5周年を機にベータ版を終了して正式版へと移行

YouTube が何時から動画配信を始めたのかなど興味をいただくことは多数あるが地図について触れておく。それは、2002年のドイツに半年滞在したとき、ネットの地図を知りこれを用いていた。地図帳と(氏名のない)住宅地図を併せたもので重宝した。上の年表から、Yahooの地図を見ていたようだ。



## 7.2 知的所有権とは

“人の精神的な、あるいは知的な創造活動から生まれた技術上の情報、営業上の情報・信用など、いろいろな形のないものにも経済的な価値があり、これらは一般に知的財産と呼ばれ、それに伴う権利を総称して**知的財産権**（または、知的所有権）と呼んでいます。”

という著作権法における著作権の解説的なものの引用元は、特許庁か〇協会であったと思うが、思い出せない。

最初のうちは、定義は適当に解釈しておけばよい。実際、知的財産権の定義が問題となるのは、それを争うときであり、殆どの人にはそのような機会は訪れないであろう。と言っても、なにもしないのも後ろめたいので、“(自分が) 創り上げたものに対する権利’ としておこう。

**権利** という用語も議論しておく必要がある。ここでは、“人に何かをさせる (或いは、させない) 根拠” としておこう。

### 7.2.1 著作権・特許権

著作権や特許権は良く知られている。特許権に実用新案権・意匠権・商標権を加えたものは、工業所有権と総称されている。

○△□権は○△□法により規定され守られている。例えば、工業所有権は特許法・実用新案法・意匠法・商標法である。

著作権はある程度知られていると思われるので、**電話機の例** で工業所

有権を考える。

この例は、本節の初めに引用した文と同じところに書かれていたもので、特許庁資料によるとされている。

種類	対象	実例
特許権	発明	音波を電流に変換して線路上を電送し、遠隔地でもとの音波を再生する電話システムの発明 (発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいい、新規性と進歩性を有し、産業上利用できる発明を対象にしており、これらの条件に合致するものほとんどに特許権が付与されます)
実用新案権	考案	別々であった送話器と受話器を一体とした便利な構造の電話機の考案 (考案とは、“高度のもの”以外は発明と同じですが、対象を「物品の形状、構造又は組み合わせにかかもの」に限定しています)
意匠権	意匠の創作	半球状のスマートな形とした卓上電話機の意匠 (意匠とは、物品の形状もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの、つまり美的外観を対象としています)
商標権	文字、図形、その組み合わせから成る標章	メーカーの信用保持、品質保証およびユーザーに出所を認識させるため電話機または包装に付した標章、およびサービス会社の標章 (商標“トレードマーク”とは、文字などの標章であって、事業として、商品の生産者などや役務の提供者などが、その商品・役務に使用するものを対象としています)

## 7.2.2 知的財産権

知的財産権 (Intellectual property right) については、特許庁「知的財産権について」で次の知的財産基本法第2条を引用している。

この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

また、内閣官房の下に知的財産戦略会議・知的財産戦略本部というものがあるらしい。Wikipedia「知的財産戦略会議」では

知的財産戦略会議は、国家としての知的財産戦略を樹立し、政策を推進するために2002年2月25日の内閣総理大臣決裁により設置された会議。2002年7月に知的財産政策の基本方針である知的財産戦略大綱を決定した。

この会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣兼情報通信技術(IT)担当大臣、科学技術政策担当大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣並びに有識者により構成される。座長は、有識者メンバーの阿部博之東北大学総長(当時)であった。

2003年1月に開催された第8回会合を最後に、知的財産戦略会議の役割は、知的財産戦略大綱に従い制定された知的財産基本法に基づいて2003年3月1日に設置された知的財産戦略本部に引き継がれた。

### 7.2.3 ブランド

ネット・サーフィンはこの程度にしておく。現状で引用できるのは、上に引用したように、何時でも容易に引用できるもので、意義や背景を述べたものは難しいことによる。

そのかわりに、上の記事から思い浮かぶことを挙げていくことにする。

大学に入った頃、カニ料理の店の本家と分家かなにかで、足の動くか二の看板の使用禁止を求める訴訟のニュースを見た。

○ 屋が店舗を増やすとき、支店を造るのと分家あるいは暖簾分けによる方法がある。分家は親族に対するもので、従業員には暖簾分けというのが、筆者の理解するところである。屋号は単に○ 屋とすることもあるようだが、店舗の所在地をつけて、○ 屋とする場合が多いと思っている。このせいで、藤井大丸は大丸の分家と思っていた。

この頃はブランドやコピー商品といった用語は一般的ではなかったと思っている。本における和書・洋書・海賊版のように、国産品・舶来品・偽物のような区別しかなかった。

舶来品を今の言葉では海外ブランド品であろうか。

この頃は、偽物よりは贋金のほうが話題としては大きかった気がする。

#### 7.2.4 IBM 産業スパイ事件

1982年にIBM産業スパイ事件が起きた。

Wikipedia「IBM産業スパイ事件」事件の経緯では

1981年、IBMはアドレスを31ビットに拡張し(System/370-XA)、オペレーティングシステムの一部をファームウェア化して互換機を作りやすくしたメインフレームコンピュータの3081Kを発表した。互換機メーカーであった日立は3081Kに関する技術文書をNAS(ナショナルセミコンダクターの汎用コンピュータ部門で、日立からOEM供給を受けていた)から入手した。一方、かねてからコンサルティングで日立との取引があったペイリン・アソシエーツ社から3081Kに関する報告書の売り込みがあった。日立はその目次を見て、NASから入手済みの資料に酷似しており、両方の文書が何ら

かの共通の資料に基づくものと判断。ペイリン社に対して、「その資料は既に持っている。しかし、それは一部と思われるので、他にもあるなら購入したい」と伝えた。ペイリン社の社長ペイラーは元IBM従業員であり、日立がIBM3081Kの資料を入手済みであることをIBMのボブ・エバンズ(当時、副社長)に通報。結果として、FBIによるおとり捜査が行われ、日立と三菱の社員が逮捕されることになった。

刑事事件自体は、1983年2月に司法取引により決着した。しかしIBMは日立に対して民事損害賠償訴訟を起こした。

と書かれている。

### 7.2.5 日米自動車摩擦

IBM産業スパイ事件の記事を見たとき、日米自動車摩擦と同じ日本たたきと思った。また、検挙された人の年齢は自分よりも少し上であった。大学院に受からなければ、同じようになっただけの可能性もないではないとも思った。

Wikipedia「日米貿易摩擦」概要では

1965年以後日米間の貿易収支が逆転してアメリカの対日貿易が恒常的に赤字(日本から見ると黒字)になると、問題が一気に噴出した。

1972年に日米繊維交渉(繊維製品)で譲歩しない当時佐藤栄作内閣の通産大臣だった田中角栄に対してアメリカのリチャード・ニクソン政権が対敵通商法(英語版)で輸入制限をちらつかせたために日本は対米輸出自主規制を受け入れ、続いて1977年に鉄鋼・カラーテレビでもこれに続いたことによって一旦は収束した。

1980年代に入ると、今度は農産物(米・牛肉・オレンジ)、特に日本車が標的となり、1981年に日本政府と自動車業界は輸出自主規制を受け入れることとなった。1982年には日本人と間違われた中国系アメリカ人のビンセント・チンが自動車産業の中心地デトロイトで白人に殺害されたことはアジア系アメリカ人全体が人種差別に抗議する大きな社会問題となった。1985年にアメリカの対日貿易赤字が500億ドルに達したこと

をきっかけに、日本の投資・金融・サービス市場の閉鎖性によってアメリカ企業が参入しにくいことが批判され、事実上日米間経済のほとんどの分野で摩擦が生じてジャパンバッシングが起きるようになった。連動して、次に述べる「ハイテク摩擦」も目立つようになった。

と書かれている。

## 7.2.6 ソフトウェアの著作権

ソフトウェアに与える権利を特許権か著作権かにするかが問題となり、有効期間の長い著作権に落ち着いた。

著作権法や特許法・実用新案法・意匠法・商標法（工業所有権四法）などは親告罪である。親告罪は告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪を指す。告訴を欠く公訴は、訴訟条件を欠くものとして判決で公訴棄却となる。（Wikipedia）

訴訟を行うことは、情報の流出を引きおかしかねない。友人に聞いた話だが、“ある問題を誰それが解いたということのある人にはなしたら、その人は直ぐに答えはこんなものでしょうと解いてみせた”ということである。友人の解説では、その人は幾つかの解法の見当はついており、誰それが解いたということから、解いてみせたということである。

今では特許はすぐには申請しないということである。特許申請もかなりの情報公開となる。申請は他からの申請がでそうになるまで行わないようになっているようだ。

多国籍企業やコングロマリットのように企業規模が大きくなっている。

1つの企業がもつ特許(および、関連するノウハウ)は、その企業の利益にとどまらず、国益としても大きい意味をもつようになった。

また、民生用・業務用・軍事用の垣根が曖昧になっている。素材や部品については機械のデジタル制御と工程のデジタル管理などにより、品質の底上げが行われたことも大きいのかもしれない。また、半導体を区別して製造することは考えにくい。

### 7.2.7 ソフトウェアの保護

これらのことを背景に、法律の制定を含め、環境の整備が行われた。筆者が簡単に思いつく法律を3つ挙げる。

#### 不正アクセス禁止法

総務省「国民のためのサイバーセキュリティサイト」では、“不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)は、不正アクセス行為や、不正アクセス行為につながる識別符号の不正取得・保管行為、不正アクセス行為を助長する行為等を禁止する法律です。識別符号とは、情報機器やサービスにアクセスする際に使用するIDやパスワード等のことです。不正アクセス行為とは、そのようなIDやパスワードによりアクセス制御機能が付されている情報機器やサービスに対して、他人のID・パスワードを入力したり、脆弱性を突いたりなどして、本来は利用権限がないのに、不正に利用できる状態にする行為をいいます。”と説明されている。



## 半導体集積回路の回路配置に関する法律

この権利は、半導体チップ保護法、正式には「半導体集積回路の回路配置に関する法律」で保護され、回路は位置を指定登録機関（財・工業所有権協力センター）に登録することにより発生いたします。

## 不正競争防止法

この法律は、他者を妨害したり、欺いたりして、商売上の競争的地位を不正に優位ならしめようとする行為を規制しようとするものです。この法律では、不正競争行為としては、営業秘密の不正行為における6つの類型を加えて、現在12の類型を規定しています。これらは一般条項ではなく、制限列挙なので、不正行為はこれらに限られています。

### 7.2.8 規制される行為

不正競争防止法での規制の対象行為が示されている。

#### 周知表示混同惹起行為

商品に使用されている有名な（周知）商標と同じまたは類似の商標を使用して商品の出所を混同させる行為です。

#### 著名表示冒用行為

財産価値のある知名度の高いブランドを無断使用する行為です。

#### 商品形態模倣行為

先行開発者の商品の形態を模倣する行為です。



### 営業秘密の不正行為

営業秘密とは、「秘密管理されており、技術・営業上の有用な情報で、公然と知られていないもの」、を指しますが、これらの営業秘密を不正な手段で取得、使用、開示する行為を6つの類型で規定しています。

### 原産地等誤認惹起行為

商品の原産地を偽って表示し誤認させる行為を言います。

### 営業誹謗行為

競業会社が倒産し、自社がその事業を承継した等の情報を流す行為を言います。

### 代理人などによる商標冒用行為

ある商標を付した商品の総代理店契約が終了後も、その商標を継続して使用しているような行為を言います。

## 7.3 著作権

本節は前節以上に修正が必要である。

“著作権は、著作権法で守られ、運用されています。著作権法で保護される著作物は「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」と規定されており、具体的には小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム等がこれに当たる。”

この文章の引用元は記憶していないが、短縮引用したものと思われる。

### 7.3.1 保護期間

Wikipedia「著作権の保護期間」の記事から最低限の修正と少しの補足を行う。

著作権の保護期間とは、著作権の発生から消滅までの期間をいう。この期間において著作権は保護され、著作権者は権利の対象である著作物を、原則として独占排他的に利用することができる。具体的な期間は各国の国内法令に委ねられているが、時代が下るごとに延長される傾向にあり、今日では著作者の生存期間及び著作者の死後70年とする国が多数である。なお、世界181か国(2022年現在)が締結する文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約が、著作権の保護期間として「著作者の生存期間及び著作者の死後50年」(同条約7条(1))を原則としていることから、これを下回る期間を設定している国はほとんど存在しない。

ノート作成時の2000年頃で、50年以外の設定をしている国の例は次である。

(著作権情報センター <http://www.cric.or.jp>)

死後99年   コートジボアール

死後80年   コロンビア

死後 75 年	メキシコ
死後 70 年	アメリカ、イギリス、イタリア、ドイツ、フランス
死後 60 年	インド
死後 30 年	イエメン
死後 25 年	アラブ首長国連邦

現在の一状況は Wikipedia「世界各国の著作権保護期間の一覧」に挙げられている。

“ベルヌ条約については、この条約加盟国では、著作権は自動的に成立し、他の加盟国にも適用される。(その国の著作権法が適用される。?)

万国著作権条約では、一定の宣言が必要。”

という部分は意味が掴みにくい。。

### 7.3.2 保護期間の変遷

ここで、宣言とは次のような文でと思われる。

Copyright ©, 著作社名, 発生前, All right reserved ….

本では、許可なく複製を禁じる文章

本では、著者や出版社の情報が書かれている。。例えば、ある本では、

©Cambridge University Press 1997

This book is in copyright. Subject to statutory exception and to the provisions of relevant collective licensing agreements, no reproduction of any part may take place without the written permission of Cambridge University Press.

と書かれている。

ここで、日本の保護期間が70年になっていることに気付いた。講義でウソを言っていたかと思い、Wikipedia「著作権の保護期間」を見ていると次の記事が見つかった。

### アメリカの動き

1976年著作権法 (Copyright Act of 1976) の規定では、著作権の保護期間は著作者の死後50年まで (最初の発行年から75年まで) とされていた。これを20年延長し、現在の保護期間である死後70年まで (最初の発行年から95年まで) とした改正法が、1998年に成立した「ソニー・ボノ著作権保護期間延長法 (Sonny Bono Copyright Term Extension Act、CTEA)」である。「ソニー・ボノ」の名称は、カリフォルニア州選出の共和党下院議員で、この法案の成立に中心的役割を果たしたソニー・ボノにちなむ。

### 日本の動き

ベルヌ条約加盟に伴い日本に初めて著作権法が導入された1899年当時は、保護期間は死後30年であった。ただし、無名または周知ではない変名の著作物、および団体名義の著作物の著作権の保護期間は、公表後ないし創作後30年までであった。その後数度の法改正により少しずつ延長され、1969年にはこれらの期間は38年までとなっていた。1970年の著作権法全面改正により死後50年までに延長された。2004年1月1日以降は映画の著作物に限り、公表後ないし創作後70年までに保護期間が延長された。2018年12月30日にはTPP11協定発効に伴う改正著作権法が施行され、映画の著作物以外についても著作者の死後70年までに延長された。

ということで、ウソを話していたわけでないことで、ホッとした。

### 7.3.3 著作者の有する諸権利

ベルヌ条約の他に次がある。

著作権に関する世界知的所有権機関条約

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

以下は、著作権法に関する部分である。2002年の講義開始時のものを体裁を変えたものである。これも引用元を思い出せないが、基の文章から、名詞を取り出し、プロジェクト原稿としたものである。

単語だけのところを文章にしようとするつもりであったが、それだけでは非生産的なので、プロジェクト原稿のままとすることにした。

なお、知的財産権の対象から著作権の対象を除いて部分については、背景的な部分は前節で少し触れた。この部分は、‘著作権から知的財産権へ’のようなタイトルで1節の内容と考える。

## 著作者 (著作権者) の権利 (著作権法)

**著作者人格権** 公表権、指名表示権、同一性保持権

(著作者の精神的・人格的利益保護を目的とする権利で、著作者のみに帰属し、著作者のみによって行使されます)

**著作権 (財産権)**

複製権、上映権・演奏権、放送権・有線送信権、口述権、展示権、  
上映権・頒布権、貸与権、翻訳権・翻案権等

(著作者の経済的利益を保護する権利で、他人に権利を譲渡したり、利用を許諾したりすることができます)

また、著作隣接権は、著作物の内容を公衆に伝達する人たちを保護する権利です。例えば、楽譜と歌詞を利用して、これを実演する人、レコードを製作する人、放送する人たちがいますが、このように著作物を利用して、広く著作物の内容を伝達する人たちの利益を著作権とのバランスの上で保護するのがこの著作隣接権です。

### 7.3.4 著作権の制限

制限というのは著作権を主張できないということで、一定の条件が満たされるときは著作権者の許可は必要としないということである。2000年(平成12年)頃の著作権法では、30条～37条に書かれている。

2000年頃の著作権の30条～37条の各条のタイトルを挙げてみた。メモ的な文は、種本から拾ったものと筆者が覚えていたことである。

検定・資格試験受けるのでなければ、大雑把に何が書かれているのかをつかむ程度でよいだろう。

#### 30条 (私的利用)

人及び家庭内での使用  
人に貸すことは、厳密には、違法

#### 31条 (研究・調査、図書館)

調査・研究を目的とした複製は1人1部  
図書館が、絶版となっている資料を、閲覧のためにする複製

#### 32条 (引用)

他人の著作物の一部を、報道・批評・研究などで利用  
“出所・原著者・著作権者”を明確にする  
自分の文と引用文を明白に区別する  
全体の20%をこえない

#### 33条 (教科書)

(必要と認められる範囲で)教科書や指導書への掲載  
定められた補償金が必要

#### 34条 (放送)

学校教育を目的とした放送番組で用いる  
定められた補償金が必要

#### 35条 (教育目的)

教育を担当しているものが授業で用いる  
著作権者の利益を不当に害さない

#### 36条 (入学試験)

試験問題の中で利用

#### 37条 (点字・録音)

盲人用に、点字による複製、または、録音

次に現行の著作権法の 第三十条～第四十八条のタイトルも著作権法から拾ってきた。

第五款 著作権の制限

- 第三十条（私的使用のための複製）
- 第三十条の二（付随対象著作物の利用）
- 第三十条の三（検討の過程における利用）
- 第三十条の四（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）
- 第三十一条（図書館等における複製等）
- 第三十二条（引用）
- 第三十三条（教科用図書等への掲載）
- 第三十三条の二（教科用図書代替教材への掲載等）
- 第三十三条の三（教科用拡大図書等の作成のための複製等）
- 第三十四条（学校教育番組の放送等）
- 第三十五条（学校その他の教育機関における複製等）
- 第三十六条（試験問題としての複製等）
- 第三十七条（視覚障害者等のための複製等）
- 第三十七条の二（聴覚障害者等のための複製等）
- 第三十八条（営利を目的としない上演等）
- 第三十九条（時事問題に関する論説の転載等）
- 第四十条（公開の演説等の利用）
- 第四十一条（時事の事件の報道のための利用）
- 第四十一条の二（裁判手続等における複製等）
- 第四十二条（立法又は行政の目的のための内部資料としての複製等）
- 第四十二条の二（審査等の手続における複製等）
- 第四十二条の三（行政機関情報公開法等による開示のための利用）
- 第四十二条の四（公文書管理法等による保存等のための利用）
- 第四十三条（国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製）
- 第四十五条（美術の著作物等の原作品の所有者による展示）
- 第四十六条（公開の美術の著作物等の利用）
- 第四十七条（美術の著作物等の展示に伴う複製等）
- 第四十七条の二（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）
- 第四十七条の三（プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等）
- 第四十七条の四（電子計算機における著作物の利用に付随する利用等）
- 第四十七条の五（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）
- 第四十七条の六（翻訳、翻案等による利用）
- 第四十八条（出所の明示）



2000年頃の著作権法の全文を得るのは難しそうなので、両者の差についてネットで調べた。

公益社団法人著作権情報センター CRIC「著作権法 — 国内法令」

[https://www.cric.or.jp/db/domestic/a1\\_index.html](https://www.cric.or.jp/db/domestic/a1_index.html)

では、改正の一覧と各条(項)ごとに改正の日付が付けられている。

文部科学省のサイトに「これまでの主な著作権法の改正について」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/020801b.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/020801b.pdf)

では、主な改正と上のメモよりはかなり立派に要点が書かれている。

### 7.3.5 第三十条 ~ 第三十九条 全文

法令の文章の難解さの例として、著作権法の第三十条 ~ 第三十九条の全文を引用する。これに比べれば、道路交通法はわかり易く感じさえする。

第五款 著作権の制限

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合

二 技術的保護手段の回避(第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変その他の当該信号の効果を妨げる行為(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。)を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。)をいう。第百十三条第七項並びに第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合



三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という。）を、特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合

四 著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合（当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）

2 前項第三号及び第四号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

3 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（付随対象著作物の利用）

第三十条の二 写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為（以下この項において「複製伝達行為」という。）を行うに当たつて、その対象とする事物又は音（以下この項において「複製伝達対象事物等」という。）に付随して対象となる事物又は音（複製伝達対象事物等の一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付随対象事物等」という。）に係る著作物（当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの（以下この条において「作成伝達物」という。）のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が軽微な構成部分となる場合における当該著作物に限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により利用された付随対象著作物は、当該付随対象著作物に係る作成伝達物の利用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益

を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

( 検討の過程における利用 )

第三十条の三 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程(当該許諾を得、又は当該裁定を受ける過程を含む。)における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用することができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

( 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用 )

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合

( 図書館等における複製等 )

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条及び第百四条の十の四第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(次項及び第六項において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物(次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。))その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合

2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利

用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。）を登録している者に限る。第四項及び第百四条の十の四第四項において同じ。）の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）について、次に掲げる行為を行うことができる。

ただし、当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を含む。第百四条の十の四第四項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。

二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）。

3 前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であつて次に掲げる要件を備えるものをいう。

一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。

二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つていること。

三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。

四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

4 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

5 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

6 第一項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第八項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）に用いるため、電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録



することができる。

7 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。

この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。

一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。

二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受ける者から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第九項第二号及び第三十八条にいて同じ。）を受けない場合に限る。）

8 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第六項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。

一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館に利用者情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。

二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。

9 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。

イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合

営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

ロ イに掲げる場合以外の場合

公共の用に供される施設であつて、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

10 第八項の特定絶版等資料とは、第六項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。

11 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出

のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。

この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国等の周知目的資料は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。

ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(教科用図書等への掲載)

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十四条第一項(同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。))に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4 前三項の規定は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。)への著作物の掲載について準用する。

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材(学校教育法第三十四条第二項又は第三項(これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。)に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第三十三条の三 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害によ

り教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（学校教育番組の放送等）

#### 第三十四条

公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信（特定入力型自動公衆送信のうち、専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。）において受信されることを目的として行われるものをいう。以下同じ。）を行い、又は放送同時配信等（放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三十九条並びに第四十条第二項及び第三項において同じ。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

(試験問題としての複製等)

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。)を行うことができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(視覚障害者等のための複製等)

### 第三十七条

公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。)を行うことができる。

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下この項及び第二百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。

ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

(聴覚障害者等のための複製等)

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者(以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式(聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下



この条において「聴覚著作物」という。)について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。

ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うこと。

二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること(当該聴覚著作物に係る音声を書字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。)

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。

ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。

3 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等(放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。)が行われる著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。

通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

4 公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の4複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るもの)に限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。)は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。

この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者(第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。

(時事問題に関する論説の転載等)



第三十九条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説（学術的な性質を有するものを除く。）は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは放送同時配信等を行うことができる。

ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により放送され、有線放送され、地域限定特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われる論説は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

## 7.4 諸事例

知的財産権の対象から工業四権関係を除いた部分に関して報道された幾つかの事例をもとに考えた例を挙げ、法律的に説明できる知識はないので、感想的考察を述べていく。

(A) チンパンジーの描いた絵の著作権は。

著作人格権は発生せしないが、著作権(財産権)と著作隣接権は所有者が持つというのが妥当ではないか。

(B) 録画したドラマを友達の家で見る。

友達の家でも1人で見るならば個人利用である。複数人で見る場合は厳密には違反と思われるが、親告罪であるため、少々のことでは告訴されないであろう。

(C) 放送のために、作成したビデオテープを、裁判の証拠としての使用が、問題となった。

個人的見解は、放送用のビデオは、放映されたものは、(ある意味では、公共のものであり、)この採用は認めてもいいだろう。

(D) 監視カメラの映像はどうであろうか。ドライブ・レコーダーの画像も同じであろう。

近年、犯罪が起きると、テレビのニュースでも上記画像が使われることがある。ということは、何在操作に上記画像を使用することは

認められていることになる。状況では目撃証言よりも重視されているようでもある。

また、情報提供を求めていることも時々報道されている。前から疑問に思っていたのだが、提供者に対する謝礼はどうなっているのだろうか。映像を著作物とすれば、使用許諾書も必要となると思われる。

(E) ホームページやE-メールはどうだろうか。

前者は著作。後者は信書とみなせばよいと思う。

(F) 自分の著作の引用は

本には、作者と出版社の関係がある。したがって、出版社の同意が必要となる。実際は、出版社が同じかどうかで手続きの面倒さが異なる

(G) マニュアルの引用は

マニュアルも著作物である以上著作権の対象であるはずである。ただし、悪質なものでない限り告訴されないのではないか。

(H) レンタル・ショップで借りたビデオの授業での使用は

この場合はレンタル・ショップ使用規約も問題となることも考えられる。しかし、問題はなくても、試用に止めるべきで、採用を決めたら購入すべきと考える。

現実には、学校等の複製は大目に見られることが多い。

個人的には、複製を禁じることが明記されていないもの引用のための複製はしてもよいと思われる。

引用以外の複製でも、複製者は引用に準じた処置が必要であろう。

- (I) インテルと AMD (Advanced Micro Devices Inc.) との間で係争があったと聞いたようだが、どう決着がついたのか今は抗争となっていない。